

令和 7 事業年度の申請について

申請者は、支援対象者（農業者団体等）です。

1 支援対象者の要件

- ・ 施設園芸（野菜，果樹，花き）を営む者であり，そのことが書面等（出荷期間の売上伝票写しなど）により確認できること。
 - ・ 3 戸以上の施設園芸農家で構成される団体，または，農業従事者が 5 名以上で施設園芸を営む法人等であること。
- ※ 農業従事者：農業（販売・加工等を含む。）の常時従業者（原則，年間 150 日以上従事しており，臨時社員，パート，アルバイト等の非正規雇用者を除く。）
- ・ 3 年間で燃料使用量を 15% 以上削減する計画「省エネルギー等対策推進計画」を作成し，3 年間，継続して事業に取り組むこと。
 - ・ 任意組織の場合は，代表者の定めがあり，かつ組織及び運営についての規約があること。

2 対象期間について

10 月から翌年 6 月までの間で，月を単位として 1 か月または連続する 2 か月以上の期間を選択できます（最長 9 か月選択可能）。

3 対象燃料

施設園芸の用に供する A 重油，灯油，L P ガス，L N G

4 提出書類について（新規加入の方，継続加入の方共通）

申請には，以下の書類が必要です。

<総括関係>

- （1）管理シート 令和 7 事業年度版 様式（一覧表） ※エクセル表
- （2）提出書類チェックリスト
- （3）**環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（農業経営体向け、民間事業者・自治体等向け）、実施者リスト**
※（3）は令和 7 事業年度から提出が必要となります。

<省エネルギー等対策推進計画関係>

- （3）承認申請書（別紙様式第 1 号）
- （4）事業実施計画書（別紙様式第 1 号 別紙 1）

(5) 省エネルギー等対策推進計画（別紙様式第1号 別紙2）

(6) 「省エネルギー等対策推進計画」チェックリスト

<施設園芸セーフティーネット構築事業関係>

(7) 施設園芸用燃料価格差補填金積立契約申込書（別紙様式第5号）

(8) 施設園芸用燃料購入数量等設定申込書（別紙様式第7号）

(9) 「施設園芸セーフティーネット構築事業」関係チェックリスト

※ 申請書類については、提出前に各チェックリストにより不足・誤りがないか確認し、適正な場合は確認欄に○印を記入の上、提出してください。不備があった場合は審査の対象になりません。

<県単 茶・施設園芸燃油高騰対策緊急支援事業関係>

(10) 事業申込書（茶・施設園芸燃油高騰対策緊急支援事業に係る業務方法書別紙様式第1号）

※申請様式の電子データは、鹿児島県庁ホームページ（「産業・労働」－「食・農業」－「農業振興」－「燃油価格高騰対策」）に「令和7事業年度施設園芸等燃料価格高騰対策（施設園芸）」として掲載しています。

< 初めて加入する方 >

・「令和 9 事業年度までに10 a あたり燃料使用量を15%以上削減する」目標を掲げた省エネ計画を策定する必要があります。

< 省エネルギー等対策推進計画関係 >

1 承認申請書（別紙様式第 1 号）

下記の別紙 1 及び別紙 2 を添付して申請してください。

2 事業実施計画書（別紙様式第 1 号 別紙 1）

- ・ 対象期間は、10月から翌年6月までの間で、月を単位として1か月または連続する2か月以上の期間を選択してください（最長9か月選択可能）。

下記を添付してください。

- ・ 組織の会則（規約）、役員名簿（農業協同組合の場合は省略可）
- ・ 支援対象者の構成員（以下、構成員）等の一覧
- ・ 構成員が「施設園芸農家」であることが確認できる資料（出荷伝票の写し、施設写真、施設の位置図等）※Q&A全般Q11を参照ください。
- ・ 施設園芸省エネルギー生産管理チェックシート【改訂3版】
※ハウスごとに作成する必要があります。

3 省エネルギー等対策推進計画（別紙様式第 1 号 別紙 2）

支援対象団体全体の計画書です。

- ・ 計画策定年度（R 7） → 目標年度（R 9）です。※計画期間3年間

現状値の設定は、原則、直近の7年中5年平均で算出します。（直近の3年以上の平均や地域の平均を用いても可）

目標値は、施設園芸省エネルギー生産管理チェックシート（以下、省エネチェックシート）の実践で、燃料使用量10%減とみなすことができます。

省エネチェックシートの実践以外で、あと5%以上減を目指せば、15%以上の削減になります。

※燃料使用量（現在値・目標値）の算定方法を確認できる資料を添付してください。様式の定めはありませんが、「現在の燃料使用量、目標燃料使用整理表

（参考様式）」を作成しているので活用してください。

構成員は、それぞれ15%以上の削減を目標とした省エネルギー等対策取組計画（別紙様式第2号）を作成する必要があります。これを集約した計画が省エネルギー等対策推進計画（別紙様式第1号 別紙2）です。

構成員ごとの計画書は、当協議会に提出する必要はありませんが、支援対象者が責任を持って保管してください。

※ 15%以上の削減目標に向かって、構成員それぞれ取り組む必要がありますが、支援対象者全体で15%以上削減できれば、達成となります。

省エネ計画を作成したら、「省エネルギー等対策推進計画」チェックリストで整合がとれているか確認し、確認欄にチェックをいれてください。

<施設園芸セーフティーネット構築事業関係>

4 施設園芸用燃料価格差補填金積立契約申込書（別紙様式第5号）

施設園芸用燃料価格差補填金積立契約の参加構成員について（別紙様式第5号添付）を添付して提出してください。

令和7事業年度の積立は、10月下旬予定です。

また、2回に分けた分割納付が選択できます（構成員ごとではなく、団体として分割にするか一括にするかを選択ください）。

分割を選択した場合、2回目納付時期は、日本施設園芸協会からの指示により県協議会から別途依頼します。

5 施設園芸用燃料購入数量等設定申込書（別紙様式第7号）

施設園芸用燃料購入数量等設定の内訳（令和7事業年度）（別紙様式第7号添付）を作成してください。参加する構成員の内訳です

(1) 積立金の積立方式を構成員ごとに選択してください。

- ① 115%コース（A重油，灯油，LPガス，LNG）
- ② 130%コース（A重油，灯油，LPガス，LNG）
- ③ 150%コース（A重油，灯油，LPガス，LNG）
- ④ 170%コース（A重油，灯油，LPガス，LNG）

※補填金額は、積立金額の2倍が限度です。

（国の補助金額は、構成員の積立金額と同額であるため。）

限度額に達した時点で、補填金の交付は停止します。

(2) 燃料補填積立金額について

- ・ 構成員ごとに選択した積立方式の

積立単価×年間燃料購入予定数量×1／2 を100円単位で切り捨てます。

例) 150%コース (A重油) に加入し、燃料購入予定数量が5,300㍓の場合

積立単価 47.1円/㍓×5,300㍓×1/2=124,815円

100円未満切り捨て 積立金額 124,800円

(3) 対象燃料購入数量について

- ・ 構成員ひとりひとりが、自分の過去の施設園芸用燃料の使用量等(省エネルギー等対策取組計画の現在値等)を参考にして、対象期間に実際に購入すると考えられる数量を申し込んでください。
- ・ 過去の燃料使用量に対し、申込数量が多い(120%を超える)場合は、理由書(様式任意)を提出してください。

※ 施設園芸用燃料購入数量等設定の内訳に基づき、設定申込書(別紙様式第7号)を作成してください。

別紙様式第5号、別紙様式第7号を作成したら、「施設園芸セーフティネット構築事業」関係チェックリストで内容の整合がとれているか確認し、確認欄にチェックをいれてください。

<管理シート関係>

6 管理シート 令和7事業年度版 様式(一覧表) ※エクセル表

- ・ 上記の省エネルギー等対策推進計画関係、施設園芸セーフティネット構築事業関係の各資料を踏まえ、数値の整合に留意し、管理シートを作成してください。
- ・ 農家整理番号は、全ての様式で統一してください。
- ・ 管理シートは、日本施設園芸協会に電子データで提出する必要がありますので、紙媒体のほか、データも提出してください。

7 提出書類チェックシート

申請書類に不足がないか確認してください。適正な場合は確認欄に○印を記入の上、提出してください。

8 環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート(農業経営体向け、民間事業者・自治体等向け)、実施者リスト

チェックシートは申請者全員分について作成の上、提出ください。

実施者リストは団体ごとに作成の上、提出ください。

< 継続して加入する方 >

○対象となる支援対象者

ア R 4 に計画を策定し，目標年度が R 6（計画期間終了）

イ R 5 に計画を策定し，目標年度が R 7

ウ R 6 に計画を策定し，目標年度が R 8

< 省エネルギー等対策推進計画関係 >

1 承認申請書（別紙様式第 1 号）

省エネルギー等対策推進計画の内容に変更がある場合は，変更承認申請になります。

2 事業実施計画書（別紙様式第 1 号 別紙 1）

- ・ 対象期間は，10月から翌年 6 月までの間から，月を単位として 1 か月または連続する 2 か月以上の期間を選択してください（最長 9 か月）。

下記を添付してください。

- ・ 組織の会則（規約），役員名簿（農業協同組合の場合は省略可）
- ・ 支援対象者の構成員（以下，構成員）等の一覧
- ・ 構成員が「施設園芸農家」であることが確認できる資料（出荷伝票の写し，施設写真，施設の位置図等）※Q&A全般Q11を参照ください。
- ・ 施設園芸省エネルギー生産管理チェックシート【改訂 3 版】
※ハウスごとに作成する必要があります。

3 省エネルギー等対策推進計画（別紙様式第 1 号 別紙 2）

※ 2 期目以降の参加者は，省エネチェックシートを既に実践済のため，現在使用量に 10% の削減割合を見込むことはできません。

- (1) 対象となる支援対象者のうち，アの支援対象者が引き続き 2 期目（R 7～R 9）を加入する時の目標設定について

ア 1 期目の削減率 15% 以上を達成した場合

→ 1 期目の計画の現在値から 15% 削減した値を現在使用量とし，その値から 15% 以上削減の数値を目標値とする。

イ 1期目の削減率が15%未満の場合

1期目の終了時の実績値を現在使用量とする。

前期と合わせて、トータル30%以上の削減を目標値とする。

(2) 対象となる支援対象者のうち、イとウの支援対象者について

計画期間中のため、策定済みの削減目標に向けて、引き続き取り組むこととなります。

ア 構成員の追加や面積の変更等がない場合

昨年提出した省エネルギー等対策推進計画書をそのまま添付し、別紙様式1号を作成してください。

イ 構成員の変更がある場合

○構成員が脱退する場合

構成員は、計画期間中（3年間）は原則、脱退できません。

離農、加温栽培を中止する等でやむを得ず脱退する場合、全体の合計数値や10a当たりの燃料使用量について、「現在値」は脱退した構成員の分もカウントしますので、脱退した構成員の燃料使用量の「現在値」は、そのまま残し、「面積」、「目標値」は0としてください。（2段書きで上段に変更前を（ ）書き、下段に変更後を記載。）

○構成員の追加の場合

現状値の設定は、原則、直近の7年中5年平均で算出します。（直近の3年以上の平均や地域の平均を用いても可）

追加構成員が本事業に初めて加入する方の場合、目標値は、省エネチェックシートの実践で、燃料使用量10%減とみなすことができます。省エネチェックシートの実践以外で、あと5%以上減を目指せば、15%以上の削減になります。

※ただし、以前参加しており、3年以内に再度当事業に参加する方は、継続で計画を作成してください。

ウ 面積の変更がある場合

対象となる温室の面積が変わる場合は、省エネルギー推進計画が変更となる場合は、2段書きで上段に変更前を（ ）書き、下段に変更後を記載してください。

併せて、燃料使用量の現在値・目標値も見直してください。

省エネ計画を作成したら、「省エネルギー等対策推進計画」チェックリストで整合がとれているか確認し、確認欄に○を記入してください。

<施設園芸セーフティーネット構築事業関係>

4 施設園芸用燃料価格差補填金積立契約申込書（別紙様式第5号）

施設園芸用燃料価格差補填金積立契約の参加構成員について（別紙様式第5号に添付）を添付して提出してください。

令和6事業年度の契約については、事業期間終了（令和7年6月30日）と同時に契約が満了しています。全ての補填金の交付が終了した後（9月末ごろ）に積立金の残額を各支援対象者の通帳に返金します。

令和6事業年度残額を清算後返還（9月末ごろ予定）



新規の積立契約に基づき令和7事業年度の積立（10月下旬予定）

また、2回に分けた分割納付が選択できます（可能な限り、構成員ごとではなく、団体として分割にするか一括にするかを選択ください）。

分割を選択した場合、2回目納付時期は、日本施設園芸協会からの指示により県協議会から別途依頼します。

5 施設園芸用燃料購入数量等設定申込書（別紙様式第7号）

施設園芸用燃料購入数量等設定の内訳（別紙様式第7号に添付）を作成してください。参加する構成員の内訳です。

(1) 積立金の積立方式を構成員ごとに選択してください。

- ① 115%コース（A重油，灯油，LPガス，LNG）
- ② 130%コース（A重油，灯油，LPガス，LNG）
- ③ 150%コース（A重油，灯油，LPガス，LNG）
- ④ 170%コース（A重油，灯油，LPガス，LNG）

※補填金額は、積立金額の2倍が限度になります。

（国の補助金額は、構成員の積立金額と同額であるため。）

限度額に達した時点で、補填金の交付は停止になります。

(2) 燃料補填積立金額について

- ・ 構成員ごとに選択した積立方式の

積立単価×年間燃料購入予定数量×1／2 を100円単位で切り捨てます。

例) 150%コース (A重油) に加入し、燃料購入予定数量が5,300㍓の場合

積立単価 47.1円/㍓×5,300㍓×1/2=124,815円

100円未満切り捨て 積立金額 124,800円

(3) 対象燃料購入数量について

- ・ 構成員ひとりひとりが、自分の過去の施設園芸用燃料の使用量等(省エネルギー等対策取組計画の現在値等)を参考にして、対象期間に実際に購入すると考えられる数量を申し込んでください。
- ・ 過去の燃料使用量に対し、申込数量が多い(120%を超える)場合は、理由書(様式任意)を提出してください。

※ 施設園芸用燃料購入数量等設定の内訳に基づき、設定申込書(別紙様式第7号)を作成してください。

別紙様式第5号、別紙様式第7号を作成したら、施設園芸セーフティネット構築事業関係チェックリストで内容の整合がとれているか確認し、確認欄に「○」を記入してください。

6 管理シート 令和7事業年度版 様式(一覧表) ※エクセル表

上記の省エネルギー等対策推進計画関係、施設園芸セーフティネット構築事業関係の各資料を踏まえ、数値の整合に留意し、管理シートを作成してください。

- ・ 農家整理番号は、前回計画から変更しないでください(他の様式も同様です)。離農等で脱退があった場合は欠番としてください。
- ・ 管理シートは、日本施設園芸協会に電子データで提出する必要がありますので、紙媒体のほか、データも提出してください。

7 提出書類チェックシート

申請書類に不足がないか確認してください。適正な場合は確認欄に○印を記入の上、提出してください。

※申請様式の電子データは、鹿児島県庁ホームページ(「産業・労働」－「食

・農業」－「農業振興」－「燃油価格高騰対策」）に「令和7事業年度施設園芸等燃料価格高騰対策（施設園芸）」として掲載しています。

8 環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート(農業経営体向け、民間事業者・自治体等向け)、実施者リスト

チェックシートは申請者全員分について作成の上、提出ください。

実施者リストは団体ごとに作成の上、提出ください。